

2 宇 市 人 第 669 号
令 和 2 年 1 1 月 2 日

宇治市職員労働組合
執行委員長 東 昭彦 様

宇治市長 山本 正

提 起 書

宇治市職員の給与の見直しについて、下記のとおり提起する。

記

1 期末手当

下表のとおり改定する。

(1) 令和2年度

再任用職員以外の支給月数

	6 月期	12 月期	合計
期末手当	1.3 月 (改定なし)	1.25 月 (現行：1.3 月)	2.55 月 (現行：2.6 月)
勤勉手当	0.95 月 (改定なし)	0.95 月 (改定なし)	1.9 月 (改定なし)
合計	2.25 月 (改定なし)	2.2 月 (現行：2.25 月)	4.45 月 (現行：4.5 月)

(2) 令和3年度以降

再任用職員以外の支給月数

	6 月期	12 月期	合計
期末手当	1.275 月 (現行：1.3 月)	1.275 月 (改定前：1.25 月)	2.55 月 (改定なし)
勤勉手当	0.95 月 (改定なし)	0.95 月 (改定なし)	1.9 月 (改定なし)
合計	2.225 月 (現行：2.25 月)	2.225 月 (改定前：2.2 月)	4.45 月 (改定なし)

(3) 改定の適用時期

(1) については、令和2年12月1日から適用する。

(2) については、令和3年4月1日から適用する。

2 扶養手当

下表のとおり改定する。

対象扶養親族		現行	改定案
配偶者	扶養手当対象の子がある場合	10,000円	6,500円
	扶養手当対象の子がない場合	10,500円	6,500円
子		8,500円	10,000円
父母等		6,500円	6,500円
配偶者が無い場合の1人目	子	10,000円	10,000円
	父母等	9,000円	6,500円

※特定期間（年度末年齢16歳から22歳まで）にある子がある場合における5,000円の加算規定は変更なし。

令和3年4月1日から適用する。

3 住居手当

自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給している住居手当について、手当の支給対象となる家賃の月額の下限を3,000円から16,000円に引き上げ、手当の上限を27,000円から28,000円に引き上げる。

家賃の月額	支給月額
16,000円超 27,000円以下	家賃の月額－16,000円
27,000円超 61,000円未満	(家賃の月額－27,000円) ×1/2＋11,000円
61,000円以上	28,000円

令和3年4月1日から適用する。